

守谷市動物の愛護及び管理に関する条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ることを目的とする。

<説明>

住環境や生活スタイルなどの変化に伴い、様々な動物が様々な形態で飼われており、周辺の環境に悪影響を及ぼすような事例が多々見受けられ、飼い主のマナーの向上が求められています。

そこで、動物を飼うには、動物の命を預かる責任と、社会に対する責任の両方が求められることから、動物の飼い主、市民、行政のそれぞれの立場の責務等を明確にし、「人と動物にやさしいまちづくり」を目指すため、守谷市動物の愛護及び管理に関する条例を制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する動物であって、人が飼養又は保管（以下「飼養」という。）するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者）をいう。
- (3) 不明犬 飼い主が判明しない犬をいう。
- (4) 不明猫 飼い主が判明しない猫をいう。
- (5) 不明犬等 不明犬及び不明猫をいう。

<説明>

- (1) で対象とする動物について規定しています。

※動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項

「動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。）」

飼養とは、動物に食料を与えて養い育てることであり、定期的にエサやり等を行っている場合も該当するものと考えます。

保管とは、動物取扱業やブリーダー等を対象としています。
(2)～(5)は、この条例で使用する文言の定義を規定しています。

(基本理念)

第3条 人と動物との調和のとれた共生社会の実現は、市、市民及び飼い主がそれぞれの役割を果たしつつ、動物は命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを理解した上で、互いに連携を図りながら、人と動物にやさしいまちづくりを实践するものでなければならない。

＜説明＞

この条例の基本理念で、この条例の目的を实践するものでなければならないことを規定しています。

動物の命について、差別することなく尊ぶべきものであることを理解することは動物の愛護及び管理の基本であり、命を尊ぶということは亡くなってからも続くものと考えます。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じ、市民及び飼い主と協力して、これを実施する責務を有する。

＜説明＞

市は、この条例の目的である「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図るため、必要な施策を講じることはもちろんのこと、実施する責務を規定しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物愛護の精神の理解に努めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

＜説明＞

市民は、この条例の基本理念の理解に努めるものであることを規定しています。

また、この条例の目的を達成するために行う市の施策に協力するよう努めるものと規定しています。

(飼い主の責務)

- 第6条 飼い主は、動物が命あるものであることを十分認識するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適正に飼養する責務を有する。
- 2 飼い主は、動物を終生にわたり飼養するよう努め、やむを得ず当該動物を飼養することが困難となった場合は、適正に飼養することのできる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
 - 3 飼い主は、飼養する動物に対し、首輪、名札、体内に埋め込んで使用する個体を識別する器具等により、飼い主の氏名及び電話番号その他の連絡先を明らかにするための措置を講じなければならない。
 - 4 飼い主は、飼養する動物について近隣住民の理解を得られるよう周辺的环境に配慮した飼養を日々心がけるとともに、人と動物の共生ができる、人と動物にやさしいまちづくりに努めなければならない。
 - 5 飼い主は、飼養する動物が逸走した場合は、自らの責任で捜索し、収容しなければならない。
 - 6 飼い主は飼養する動物を屋外で運動させる場合は、飼養する動物を制御できるようにするとともに、飼養する動物のふんを適正に処理しなければならない。
 - 7 飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めるものとする。

<説明>

飼い主に対し、動物の命を預かる責任と社会に対する責任を規定しています。

適正に飼養するとは、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情を持って動物を取り扱うとともに、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任を持って飼養することあらわしています。

動物を終生にわたり飼養するためには、飼養に先立って、当該動物の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めることが重要です。

また、新たな飼い主を見つける時も、これらを踏まえて見つけていただくことが、動物の命を預かる責任でもあります。

その他、この条例の目的を達成するために必要な飼い主の責務を規定しています。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条に定めるもののほか、飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常時けい留しておくこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 住居その他の建物の内部又は堅固な塀、さく等で囲まれた場所において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがない方法で犬を飼養するとき。

イ 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬その他の使役犬をその目的のために使用するとき。

ウ 飼養する犬を制御できる者が、綱等により確実に保持して移動又は運動させるとき。

エ その他規則で定めるとき。

(2) 他人へのかみつき行為を予防するとともに、ふん尿その他の汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。

(3) 飼養状況に適した頭数を把握し、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

<説明>

第6条で規定した「飼い主の責務」に加えて、犬の飼い主の遵守事項を規定しています。

(1) 犬の飼い主に対し、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養する場合を除き、犬の放し飼いを行わせないようにするため、常時けい留を規定しています。

ア～エはけい留の除外事項を規定しています。

(2) 大きさや闘争本能にかんがみ人に危害を加える恐れが高い犬を屋外で運動等をさせる場合は、必要に応じて口輪の装着等の措置を講じ、けい留する場合も道路又は通路に接しないように留意することを規定しています。事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあります。

公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等をふん尿その他の汚物、毛、羽毛等及び汚水（以下ふん尿等）で汚すことのないよう適正処理を規定しています。

また、自己の管理する施設についても同様に、排せつ物の堆積した状況での飼養は、虐待となるおそれがあることを認識し、ふん尿等の適正処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭等の発生防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めることを規定しています。

(3) 適正な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に

支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内で飼養頭数を把握することを規定しています。

また、飼養頭数が増加しても、適切な飼養が自らの責任において可能である場合を除き、原則として不妊手術、去勢手術、雄雌の分別飼育等みだりに繁殖することを防止するための適切な処置を講ずることを規定しています。

(猫の飼い主の遵守事項)

第8条 猫の飼い主は、第6条に定めるもののほか、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼養する猫の健康と安全保持の観点及び近隣住民への迷惑を予防する観点から、屋内での飼養に努めること。
- (2) やむを得ず屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、みだりに繁殖することを防止するため、不妊手術又は去勢手術その他の適切な処置を講ずること。

<説明>

第6条で規定した「飼い主の責務」に加えて、猫の飼い主の遵守事項を規定しています。

- (1) 疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないよう、屋内での飼養に努めること規定しています。
- (2) 猫は交配すると高い確率で妊娠します。1回の妊娠で7匹ぐらい生まれ、多い猫では年3回妊娠するものもあります。そのため、飼養頭数が増加しても、適切な飼養が自らの責任において可能である場合を除き、原則として不妊手術、去勢手術、雄雌の分別飼育等みだりに繁殖することを防止するための適切な処置を講ずることを規定しています。

(犬及び猫の一時預かり等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる不明犬等の区分に応じ、当該各号に定める場合に限り、規則で定める期間預かること（以下「一時預かり」という。）ができる。ただし、市長が、不明犬等の状態から一時預かりをすることが不適切であると判断した場合は、この限りでない。

- (1) 不明犬 市長が不明犬を保護した場合又は不明犬を保護した者から一時預かりを求められた場合
- (2) 不明猫 不明猫を保護した者が、不明猫を市長が指定した場所に持参し

た場合で、当該保護した者から一時預かりを求められた場合

- 2 不明犬等を保護した者は、前項の一時預かりを求める場合は、当該不明犬等の飼い主の有無について、できる限り確認に努めた上で行うものとする。
- 3 市長は、一時預かりをした不明犬等について、飼い主への返還に努めるとともに、飼い主が発見できない場合は、新たな飼い主を見つけるための施策を講じ、譲り渡すものとする。
- 4 市長は、前項の施策を講じたにもかかわらず、一時預かりの期間内に不明犬等について、飼い主へ返還すること又は新たな飼い主を見つけることができなかった場合は、法第35条第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき県に引取りを求めるものとする。ただし、当該不明犬等の飼養を希望する者がある場合又は動物の愛護を目的とする団体その他の者に譲り渡すことができる場合は、この限りでない。

<説明>

動物の愛護及び管理に関する法律第35条で

「都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。」

と規定しており、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例第12条で

「知事は、第5条第1号の規定に違反して、けい留していない飼い犬があると認めるときは、当該職員をしてこれを捕獲し、抑留させることができる。

2 知事は、前項の規定により飼い犬を抑留したときは、所有者の知っているものについては、その犬の所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れないものについては、抑留した旨を4日間公表しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた犬の所有者は、通知が到達した後1日以内にその犬を引き取らなければならない。

4 知事は、飼い犬の所有者が前項の期間内にその犬を引き取らないとき、又は第2項に定める公表期間満了の日までにその犬が引き取られないときは、これを処分することができる。ただし、所有者がやむを得ない理由により前項に定める期間内に引き取ることができない旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、これを処分することができない。

5 知事は、前項の規定により飼い犬を処分しようとする場合において、当該飼い犬の飼養を希望する者があるときは、当該飼い犬を譲り渡すよう努めるものとする。この場合において、知事は、当該飼い犬の状態を考慮するものとする。」と規定しており、引取り後4日間抑留したのち処分することができることになっています。

このため当市では、引取り前に一時預かりを行い、処分までの期間を長くすることで飼い主を見つける期間の延長、新たな飼い主の応募機会の拡充を図るためこの条項を規定しています。

(災害時の動物の保護)

第10条 市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置として規則で定める措置を講ずるものとする。

<説明>

市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置を講ずることを規定しています。

(推進体制の整備)

第11条 市は、市民、飼い主及び動物の愛護を目的とする団体等と連携し、第4条の規定により講ずる施策について総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

<説明>

市は、今後この条例の目的達成のため講ずる施策について、市民、飼い主及び動物の愛護を目的とする団体等と連携し、総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に努めることを規定しています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

<説明>

この条例に規定する事項の他、条例の施行に関して必要な事項は、施行規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

<説明>

条例の施行日を定めるものです。